

# 各種警報等発表時における児童の登下校について

田原市立衣笠小学校

※地震災害時の児童引渡しについては、徒歩でのお迎えをお願いします。

## 『暴風（暴風雪）警報』発表の場合

(1) 児童の登校前に、「愛知県全域」「愛知県東部」「愛知県東三河南部」「田原市」のいずれかに、暴風（暴風雪）警報が発表されている場合

①午前6時00分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

②午前6時00分を過ぎても警報が継続されている場合は、当日の授業を中止します。

※上記①の場合でも、通学路の通行が危険な場合には、安全が確認されるまで登校を見合わせ、自宅に待機させてください。

(2) 児童の登校後に、「愛知県全域」「愛知県東部」「愛知県東三河南部」「田原市」のいずれかに、暴風（暴風雪）警報が発表された場合

①安全に帰宅させることができると判断したときは、直ちに授業を中止して通学団ごとに下校させます。

②通学路の通行が危険と認められるときや、帰宅が困難と判断される場合は、保護者による迎えか、児童を学校の安全な場所に留めます。（学校からの「メール」で連絡します。）

暴風（暴風雪）警報	6:00 までに解除	→ 平常どおりの授業
	6:00 を過ぎても継続	→ 当日の授業は中止

## 『大雨警報』『洪水警報』『雷注意報』『竜巻注意報』発表の場合

(1) 通常どおり授業を行います。

①登校時に危険箇所が発生したときは、登校を見合わせ、学校までお知らせください。

②下校時危険と判断される場合は、児童を校内に待機させます。（学校からの「メール」で連絡します。）

## 『大雨・雷・洪水等』の場合（警報等発表の有無にかかわらず）

(1) 児童の登校時に、大雨や雷、洪水等で安全な登校が心配される場合

①安全と判断されるまで自宅で待機させる、又は保護者が送迎するなど、保護者の判断で対応してください。  
その際、児童の安全な登校を優先し、遅刻扱いにはしません。

②自宅待機、保護者送迎等の判断をされた場合、必ず通学班の班員と連絡を取り合い、互いに迷惑をかけないように配慮し、安全な登校に努めてください。

(2) 児童の下校時に、大雨や雷、洪水等で安全な下校が心配される場合

①大雨や雷等の状況が落ち着くまで学校に待機させ、児童の安全を確保します。

（下校時刻が30分以上遅れる場合、学校からの「メール」で連絡します。）

②安全に帰宅することができるかと判断したときは、教師が付添い、学年下校又は一斉下校を行います。

③通学路の危険が認められる場合、及び通学距離等により帰宅が困難と考えられる場合は、当該児童を学校の安全な場所に留め、保護者に引渡しを依頼します。（学校からの「メール」で連絡します。）

(3) 休校等、学校の日課を変更する場合は、学校「メール」で連絡します。

『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表の場合

※令1. 5. 31より

(1) 学校から連絡があるまで休校となります。（本市で**震度5弱以上**の地震発生の場合も連絡があるまで休校）

(2) 登校途中・登校後に発表された場合

登校後、児童生徒の安全を確保した上で、保護者に児童引渡しをします。可能であれば、保護者の方に「メール」等で連絡をします。 ※自宅近くで発表の場合、登校の必要はありません。各家庭で行動を共にしてください。

(本市で**震度5弱以上**の地震発生の場合も、校内において児童の安全を確保した後、保護者に児童引渡しをします。可能であれば、学校から「メール」で連絡します。)

(3) 下校途中に発表された場合

原則としてそのまま下校しますが、**津波警報**や**津波警報**が発表された場合は、『**津波警報**』又は『**津波警報**』発表の場合』に従います。

『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）』発表の場合

(1) 通常の授業を行います。国や市の情報をもとに授業継続が可能か判断していきます。

(2) 下校となる場合には、保護者の方に「メール」等で連絡をします。

『特別警報』発表の場合

※平25. 8. 30運用開始

※特別警報は、数十年に一度の大雨や暴風などが予想される場合に発表されます。また、津波警報や震度6弱以上の緊急地震速報なども特別警報に位置付けられています。特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動（避難所に避難、外出が危険なときは家の中の安全な場所に移動等）をとりましょう。

(1) 午前6時の時点で特別警報が発表されている場合

①当日の授業は中止となります。

(2) 午前6時の時点で特別警報から切り替わった警報が発表されている場合

①「特別警報」が継続しているとみなし、当日の授業は中止となります。

例) 午前5時に大雨特別警報が解除され大雨警報に切り替わった。午前6時に大雨警報のままである。この場合は、特別警報が継続しているとみなし、当日の授業は中止。

(3) 午前6時までに、「特別警報」及び「特別警報」から切り替わった「警報」が解除された場合

①学校から安全確認の連絡があるまでは、自宅待機となります。安全を確認し、授業を行えると判断した場合は、学校から「メール」で連絡します。

(4) 登校後に発表された場合

①直ちに授業を中止し、児童の安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部避難所への移動、保護者への引渡し等）をとります。

②警報が解除され、安全が確認できれば、保護者への直接引渡し等で下校させます。